

【 保護者用 】

乳児一般健康診査県外受診費の助成申請について（お願い）

三重県津市健康福祉部健康づくり課

津市では、4か月児・10か月児を対象に乳児一般健康診査県外受診費の助成を実施しています。

助成申請に関する留意事項は下記のとおりですので、御確認の上、受診後は速やかに最寄りの保健センターに申請書類を提出してください。

記

1 受診に際して

(1) 4か月・10か月児一般健康診査結果票について

妊娠届出時に交付した「母子保健のしおり」に乳児一般健康診査依頼票、4か月児・10か月児一般健康診査結果票（以下「依頼票」、「結果票」といいます。）がそれぞれ綴られていますので、事前に「依頼票」裏面の『問診項目』と、「結果票」の『お母さんの問診票』『健やか親子21追加問診項目（黄色 4か月のみ）』も記載し、医療機関に御持参の上、受診してください。

結果票は、A、B、C、D票の4枚組の複写式になっています。

A票とB票は助成申請用として、C票は医療機関の控え用として、D票は保護者の控え用（母子健康手帳貼付用）として御利用ください。

(2) 助成金額について

健診に係る助成金額の上限額は三重県内市町で統一しています。

令和5年度の助成金額の上限額は、4か月児健診・10か月児健診それぞれ8,206円です。

結果票に記載漏れがある場合は、助成金額の算定ができないことがあるため、記載漏れがないよう確認をお願いします。

(3) 健診に係る費用等について

健診費用は、医療機関において全額お支払いください。医療機関によっては、結果票の記載に係る文書料を請求される場合があります。

(4) 健診項目の追加について

結果票に記載された健診項目以外の検査項目を実施した場合は、助成の対象とはなりません。

裏面もお読みください。

2 助成申請に際してのお願い

(1) 申請に必要な書類等

受診後、速やかに次の申請書類を最寄りの保健センターに提出してください。

ア 乳児一般健康診査県外受診費助成申請書

イ 4か月児・10か月児一般健康診査結果票（A・B票の2枚）

ウ 健診費用に係る領収書及び明細書

（必ず、宛名は乳児本人名の原本が必要です。申請内容の確認後は返却いたします。）

エ 健やか親子21追加問診項目（黄色 4か月のみ）

オ 金融機関名、店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（通帳等）

※口座名義人が申請者本人以外の場合は委任状が必要です。

カ 朱肉の認印（代理人が申請の場合）

キ 申請者と口座名義人が同じ場合でも、氏名変更がある場合

（例：口座名義人の氏名が旧姓など）

氏名変更が分かる書類の提出をお願いします。（下記①～②のいずれか一つ）

① 申請者の運転免許証の写し（表面と裏面の両面）

② 申請者の戸籍謄本の写し

(2) 郵送による申請の場合の送付先

郵送で助成申請する場合は、前記の申請書類を次の保健センターまで郵送してください。

〒514-1192 津市久居新町 3006（ポルタひさい1階）

津市久居保健センター 宛て

(3) その他

助成申請を行った後、県内受診に変更される場合は、助成申請の取下げ手続きが必要です。で、助成申請を行った保健センター又は最寄りの保健センターで手続きをお願いします。

3 問い合わせ先

御不明な点は下記の保健センターまでお問い合わせください。

中央保健センター	059-229-3164	安濃保健センター	059-268-5800
久居保健センター	059-255-8864	香良洲保健センター	059-292-4183
河芸保健センター	059-245-1212	一志保健センター	059-295-0112
芸濃保健センター	059-266-2520	白山保健センター	059-262-7294
美里保健センター	059-279-8128	美杉保健センター	059-272-8089